

給与支払報告書の提出について (お願い)

令和5年度の給与支払報告書の提出期限は令和5年1月31日です。

平成30年度より、京都府と府内市町村では、原則すべての給与支払者(法人・事業主等)を、地方税法第321条の4の規定により特別徴収義務者に一斉指定しています。

- 給与支払報告書の提出の際に、この用紙を総括表としてください。
 - この用紙以外の総括表を使用したり、会計事務所等に提出を依頼される場合も、この用紙を添付して提出してください。
 - 報告すべき人数が0人の場合は、お手数ですが返送又はお電話にてお知らせください。
 - 令和4年中の退職者についても、給与支払報告書の提出が義務化されています。必ず退職年月日を記載して提出してください。
- ただし、退職した年の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます。

<給与支払報告書(個人別明細書)の書き方>

- 摘要欄について
 - ・前職・他社分の給与を含めて報告する場合は、その給与支払者名と支払金額を記載してください。
 - ・乙欄該当者と退職者は、下方の該当欄に記載をしてください。普通徴収となります。それ以外の理由で普通徴収とする対象者は、必ず「切替理由書(兼任切紙)」を添付し、摘要欄に符号(a~f)を記載してください。
 - 「切替理由書(兼任切紙)」は宇治市ホームページからもダウンロードできます。
 - ・所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて必要事項を記載してください。
- 配偶者について
 - (源泉・特別)控除対象配偶者がいる場合は、該当欄にその氏名と個人番号を記載し、「配偶者の合計所得」欄を記載してください。
 - 本人の所得が1,000万円を超え、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)における障害者控除の適用を受ける場合は、摘要欄に「配偶者氏名(同配)」を、「障害者の数」欄に人数を記載してください。
- 扶養親族について
 - 控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の数がある場合は、その親族の氏名と個人番号を中ほどにある該当欄に記載してください(摘要欄には記載しません)。
- 住宅借入金特別控除(住宅ローン控除)について
 - ・住宅借入金特別控除額が算出所得税額を超え、控除しきれない場合は、中ほどにある「住宅借入金特別控除可能額」欄および「居住開始年月日」欄に記載してください。(摘要欄には記載しません)。
 - ・住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、「住宅借入金等特別控除区分」欄に「(特)」、特別特定取得に該当する場合は、「(特特)」と記載してください。

宇治市役所 市民税課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地 電話番号(0774) 22-3141(代表)

⑤ 給与支払報告書(総括表)

提出先 宇治市(市町村コード262048)

年 月 日 提出(追加・訂正)

●事業所の名称・所在地に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

給与支払者の個人番号 または法人番号(※)

フリガナ

給与支払者の名称または氏名

所在地

特別徴収関係書類の送付先

この報告書の内容についてお答えいただける担当者

区分	給与支払者番号 (特別徴収指定番号)
特別徴収	
事業種目	
受給者総人数	人

宇治市への報告人員	
特別徴収 住民税を給与から差し引きする人	在職者 人
普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人	退職者 人 その他 人
合計	人

前職・他社分の給与を含んだ報告の方がいる場合はこの事業所名と支払金額を個人別明細書の摘要欄に記載してください。

納入書の送付	1.必要 納入書を使用し て納入
	2.不要 eLTAX地方税庫 納税システム 金融機関の納入 シスを使用

給与支払報告書(個人別明細書)につけて二月三十一日(休・祝日の場合は翌営業日)までに提出してください。

●給与支払報告書(個人別明細書)の提出は1人につき1枚でかまいません。

●eLTAXを利用される場合は書面での提出は必要ありません。

基準年(前々年)に脱税警へ提出すべき課税徴収額が100枚以上あり、e-TAX又は光ディスク等による提出が義務づけられた場合は、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書についても、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務づけられました。

※個人事業主の方は個人番号を記載してください。

本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。なお、前年までに提出している場合で、変更がなければ省略できます。